R８.10

養育費に関する新潟市の支援制度

養育費は、子どもが経済的・社会的に自立するまでの衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。子どもと一緒に暮らす親も、離れて暮らすことになった親であっても、子どもの生活を保障し、子どもの健やかな成長を支える義務があります。

そのために、離婚時に養育費の金額・支払期限・支払方法などをしっかりと取り決めておきましょう。取り決めた結果は、口約束や覚書だけでなく、法律的に有効な書面（公正証書、調停調書等）を作成することが大切です。

1 公正証書等作成費用の補助

養育費の支払いについて、公正証書※１や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の費用を補助します。

※１ 当事者間で約束したことを法律の専門家である公証人が証明する書面のことで、公証役場において作成します。公正証書では、「支払いを怠った場合は、直ちに強制執行に服する」という趣旨の条項（強制執行認諾条項）が入ることから、万が一不払いになった後の強制執行（財産の差押え等）が可能になります。また、家庭裁判所で作成される調停調書によっても、履行勧告や強制執行の手続きができます。

■補助対象費用
- 公正証書　公証人手数料令に定められた公証人手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用など
- 調停申立、裁判　収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、切手代など

■補助額
（１）公正証書等作成費用の補助（２）養育費保証契約費用の補助2つの支援事業に係る対象費用の全額、**「上限10万円」**を 補助します。ただし、対象となる子につき、それぞれ原則１回限りとなります。

■対象者の要件がございます。詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。

2 養育費保証契約費用の補助

養育費の受取権利者が保証会社と「養育費立替保証契約※２」を結ぶ際に、必要な費用を補助します。

※２ 支払義務者が支払いを怠った際に、民間の保証会社が受取権利者に対して立て替え払いをし、後日保証会社が支払義務者にその金額を請求するものです。

■補助対象費用
- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担するもの（別途、毎月の事務手数料として発生するものは補助対象外）

■補助額
（１）公正証書等作成費用の補助（２）養育費保証契約費用の補助2つの支援事業に係る対象費用の全額、**「上限10万円」**を 補助します。ただし、対象となる子につき、それぞれ原則１回限りとなります。

■対象者の要件がございます。詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。

3 未払い養育費の強制執行申立て費用補助

未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等（強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む）を行う場合の費用を補助します。

■補助対象費用
- 申立てに係る収入印紙代、申立て時に裁判所から求められる予納切手代
- 裁判所に提出する戸籍謄本等添付書類取得費用
- 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に係る民事執行予納金など

■補助額
対象費用の全額、**「上限５万円」**を補助します。
※財産開示・第三者による情報取得手続き、強制執行の申し立て手続きで原則各１回限りとなります。

■対象者の要件がございます。詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。

＜注意事項＞
対象となるご本人が申請してください。公正証書作成費用の補助、養育費保証契約費用の補助及び未払い養育費の強制執行申立て費用補助はそれぞれ別の申請になります。

養育費履行確保支援補助金についての詳細は
新潟市ホームページをご覧ください。

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）
による申請はこちらから

＜問い合わせ先＞

新潟市こども未来部　こども政策課
〒951-8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
TEL：026-226-1201



＼ 令和８年４月１日から共同親権の導入を含む民法の一部改正法が施行されました ／

新しくなった親権・養育費・親子交流などのルール

1 親の責務に関するルールの明確化

親権や婚姻関係の有無に関わらず、子どもを育てる責任と義務についてのルールが明確化されました。

●子どもの人格尊重
子どもが心身ともに健やかに過ごせるよう、子どもの意見に耳を傾け、その人格を尊重して育てる責任があります。

●子どもの扶養
父母は、親権の有無や婚姻状況に関係なく、子どもを養う責任があります。養う度合いは、子どもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。

●父母間の人格尊重・協力義務
子どものために、父母は互いを尊重し協力し合うことが大切です。
以下のような行為はルールに反する場合があります。
・暴力やおどしなどの言動
・他方の親の子育てを不当に妨げること
・正当な理由なく無断で子どもの居住地を変更すること
・正当な理由なく約束した親子交流を妨げること
※ただし、暴力や虐待から逃れることは違反になりません。

●すべては子どもの利益のために
親権者は子どもの世話やお金や物の管理などについて、子どもの利益のために責任を果たさなければなりません。

2 離婚後の親権に関するルールの見直し

離婚後は、これまでの【単独親権】に加えて、父母の両方が親権を持つ【共同親権】を選べるようになります。

＜共同親権を選んだ場合＞

●日常的なことは、どちらか一方の親が決められる
食事や服装を決めること、短期間の旅行、予防接種や習い事の選択など、日常生活に関わる事項については、父母のどちらかで決めることができます。

●大切なことは父母２人で話し合う
子どもの住む場所の変更、進学先、重要な医療行為、財産管理などは、父母が話し合って決められます。父母の意見が合わないときには、家庭裁判所に申し立て、どちらか一方がその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

＜緊急時に一方の親が決められるケース＞
暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらも１人で決めることができます。

3 養育費の支払い確保に向けた変更点

養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの新設やルールの見直しが行われました。

●養育費の取り決めがより確実に
文書で養育費を取り決めていれば、支払いが滞ったときに、その文書を使って相手の財産を差し押さえる申立てができるようになります。
※施行後に発生するものが対象です。

●法定養育費の創設
離婚時に養育費の取り決めがなくても、決まるまでの間は、子どもと暮らす親が子ども１人につき月２万円を請求できます。
養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです。
※施行後に離婚した場合が対象です。

●裁判手続きがスムーズに
養育費の請求では、地方裁判所への１回の申立てで財産開示・給与情報・給与差し押さえまで一連の手続きが可能になります。

4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

●親子交流の試行的実施
家庭裁判所の手続き中に、親子交流を試行的に行うことができます。家庭裁判所は、子どものためを最優先に、実施の適否や必要な調査について検討し、実施を促します。

●別居中の親子交流の決め方
婚姻中に別居している場合の親子交流は、子どものことを最優先に考えることを前提に、まず父母の話し合いで決め、それでも決まらないときは家庭裁判所の審判などで決めることが明確になりました。

●祖父母など親族との交流
子どもと祖父母などの間に親しい関係があり、子どもにとって特に必要と認められる場合、家庭裁判所が親族との交流を定めることができるようになります。

改正法の詳細は、
法務省のHPに掲載しています。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

＊　別居・離婚を考えている皆さまへ　＊

＜別 居＞

①婚姻費用（生活費や養育費等）の分担

←〈婚姻費用の金額の目安に関する裁判所のＨＰ〉

■夫婦は別居しても、お互いの収入に応じて家族の生活費を分担する義務**（生活保持義務）**があります。
別居時には分担額等について、**話し合って確認をしましょう。**
■話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に**「婚姻費用分担請求調停」**を申し立てることができます。

〈調停手続の概要に関する裁判所のＨＰ〉→

②児童手当の受給者の変更

■父と母が、別居により生計を別にしているときは、**児童手当**は**こどもと同居している方**に支給される場合があります。配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、こどもと同居している親に受給者を変更することができる場合があります。
■受給者変更の手続の詳細は、**各区健康福祉課**（公務員の場合は勤務先）に確認してください。

③親子交流

■離れて暮らす親との定期的・継続的な交流が、**こどもの健全な成長のために望ましい場合は、**その**方法・時期**などについて、こどもの心身状況、こどもの意思などに十分配慮して話し合いましょう。話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に**「面会交流調停」**を申し立てることができます。

〈法務省パンフレットはこちら〉

＜離 婚＞

①児童扶養手当

■離婚し、ひとり親家庭となった方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。
■受け取れる金額等は、受給される方や同居の親族の所得、監護・養育するこどもの人数等に応じて異なります。詳細については、**各区健康福祉課**に確認してください。

②財産分与

■離婚するときは、婚姻期間中に築いた**財産を分けて清算します。**
■話し合いができないときや、まとまらないときは家庭裁判所に**「夫婦関係調整(離婚)調停」**又は**「財産分与請求調停」(離婚後５年以内※)**を申し立てることができます。※令和８年４月１日前に離婚をした場合は２年

〈財産分与に関する法務省のＨＰ〉

③年金分割

■**「合意分割」**と**「３号分割」**の**二つの制度**があります。
■「合意分割」は、婚姻期間中に収めた保険料に対応する厚生年金を当事者間で分割することができる制度です。合意ができない場合は家庭裁判所に**「年金分割調停」(離婚後５年以内※)**を申し立てることができます。
※令和８年４月１日前に離婚をした場合は２年
■「３号分割」は、当事者間の合意や**裁判手続を必要としません。**

〈年金分割手続の詳細〉

離婚するときに考えておくべきことは、法務省のHPでご案内しています。



ＤＶ（配偶者からの暴力）被害があるとき　☎ 025-226-1065
・新潟市配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者等からの暴力について相談を受け付けています。ひとりで悩まず、ご相談ください。

新潟市公式LINE
・「友だち登録」をすると、「くらし・生活」「防災」「出会い~子育て」に分類されたメニューから、新潟市のさまざまな事業、制度を知ることができます。
・登録時に配信を希望する情報を設定すると、必要な情報のみプッシュ通知で受け取ることができます。

〈新潟市公式ＬＩＮＥはこちら〉

相談窓口のご案内

相談内容	実施機関	相談窓口	電話番号	ホームページ
養育費に関すること	公共団体	新潟県・新潟市 ひとり親家庭等 就業・自立支援センター	025-281-5587	
		養育費相談支援センター	03-3980-4108 0120-965-419	
離婚や家族のこと	市	男女共同参画推進センター 「アルザにいがた」	025-245-0545	
法律問題全般に関すること（弁護士相談）	民間	法テラス新潟	0570-078328	
	市	広聴相談課　市民相談室	025-226-1025	
	市	各区役所 区民生活課	北　区：025-387-1295 東　区：025-250-2235 江南区：025-382-4203 秋葉区：0250-25-5674 南　区：025-372-6105 西　区：025-264-7211 西蒲区：0256-72-8317	
公正証書等に関すること（公証人相談）	市	広聴相談課　市民相談室	025-226-1025	
親子交流に関すること	公共団体	FPIC新潟ファミリー相談室	050-1871-2050	
		養育費相談支援センター	03-3980-4108 0120-965-419	
ひとり親家庭の制度や手当等に関すること	市	各区役所 健康福祉課	北　区：025-387-1335 東　区：025-250-2331 中央区：025-223-7236 江南区：025-382-4353 秋葉区：0250-25-5683 南　区：025-372-6371 西　区：025-264-7343 西蒲区：0256-72-8389	
		こども政策課	026-226-1201	
ひとり親家庭支援団体	民間	一般財団法人 新潟市母子福祉連合会	025-243-4380	